

# 「あっ晴れ岡山エコクラブ」運営規約

## (目的)

第1条 あっ晴れ岡山エコクラブ（以下「本会」という。）は、「岡山連携中枢都市圏内の一般家庭における太陽光発電設備の導入によるCO<sub>2</sub>削減プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）を実施し、会員が太陽光発電設備を使用することで削減された温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づき、J-クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に資することを目的に活動する。

## (運営及び管理)

第2条 本会の運営及び管理は、岡山連携中枢都市圏（以下「運営・管理者」という。）が行う。

2 運営・管理者は、次に掲げる業務を行う

- (1) 本会参加申込書の受理及び参加要件の確認に関する業務
- (2) 会員情報の記録・管理に関する業務
- (3) J-クレジット認証委員会への実績報告及びJ-クレジットの認証申請に関する業務
- (4) 認証されたJ-クレジットの売却等の処分に関する業務
- (5) 地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与する事業等へのJ-クレジットの活用に関する業務

3 本会の事務は、岡山市環境局環境部ゼロカーボン推進課において行う。

## (入会申込)

第3条 本会に入会しようとする者は、「あっ晴れ岡山エコクラブ入会届」（様式第1号）に必要事項を記入し、本会に提出するものとする。

## (入会資格)

第4条 本会に入会しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 「あっ晴れ岡山エコクラブ入会届」を提出した日の2年前の日以降に、岡山連携中枢都市圏内の住宅に、太陽光発電設備（中古品を除く。）を設置し、又は設置済みの太陽光発電設備（中古品を除く。）の追加的設備として蓄電池（中古品を除く。初期実効容量が1.0kWh以上のものに限る。）を設置して、発電された電力の全部又は一部を自家消費していること。
- (2) J-クレジット制度における各種申請に際し、入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。
- (3) J-クレジット制度における各種申請に際し、入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (4) 太陽光発電設備を利用することによる環境価値（CO<sub>2</sub>排出量の削減効果=J-クレジット）を運営・管理者へ無償譲渡すること。
- (5) 本会に登録する太陽光発電設備が、他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。

## (報告)

第5条 会員は、運営・管理者から要請があった場合は、発電実績等を運営・管理者が指

定する方法で報告しなければならない。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

- (1) 太陽光発電設備又は蓄電池が毀損若しくは滅失したとき。
- (2) 太陽光発電設備又は蓄電池を売却し、譲渡し、返却し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするとき。
- (3) 太陽光発電設備又は蓄電池を増設しようとするとき。

(退会)

第 6 条 会員は、本会を退会しようとするときは、「あつ晴れ岡山エコクラブ退会届」(様式第 2 号) に必要事項を記入し、本会に提出するものとする。

2 運営・管理者は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の退会措置をとることができる。

- (1) 第 4 条に定める資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 会員が本会の目的に著しく相応しくない行動をとった場合
- (3) 前項の届出を承認する場合
- (4) 第 8 条に定める期間を経過した場合

(会費)

第 7 条 本会の会費は無料とする。

(会員資格の有効期間)

第 8 条 会員資格の有効期間は、入会后 8 年間又は J-クレジット制度の実施期間である 2031 年 3 月 31 日までのいずれか早い方とする。ただし、同制度の実施期間が変更された場合又は本プロジェクトの実施計画を変更した場合には、運営・管理者はこの期間を延長することができる。

(個人情報の取扱い)

第 9 条 会員から得られた個人情報は、本会の業務遂行のためにのみ利用する。

(規約の改定)

第 10 条 本規約は、会員の事前承諾を得ることなく必要に応じて改定できるものとする。なお、変更後の規約については、適宜会員に報告するものとする。

附 則

本規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

本規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。